

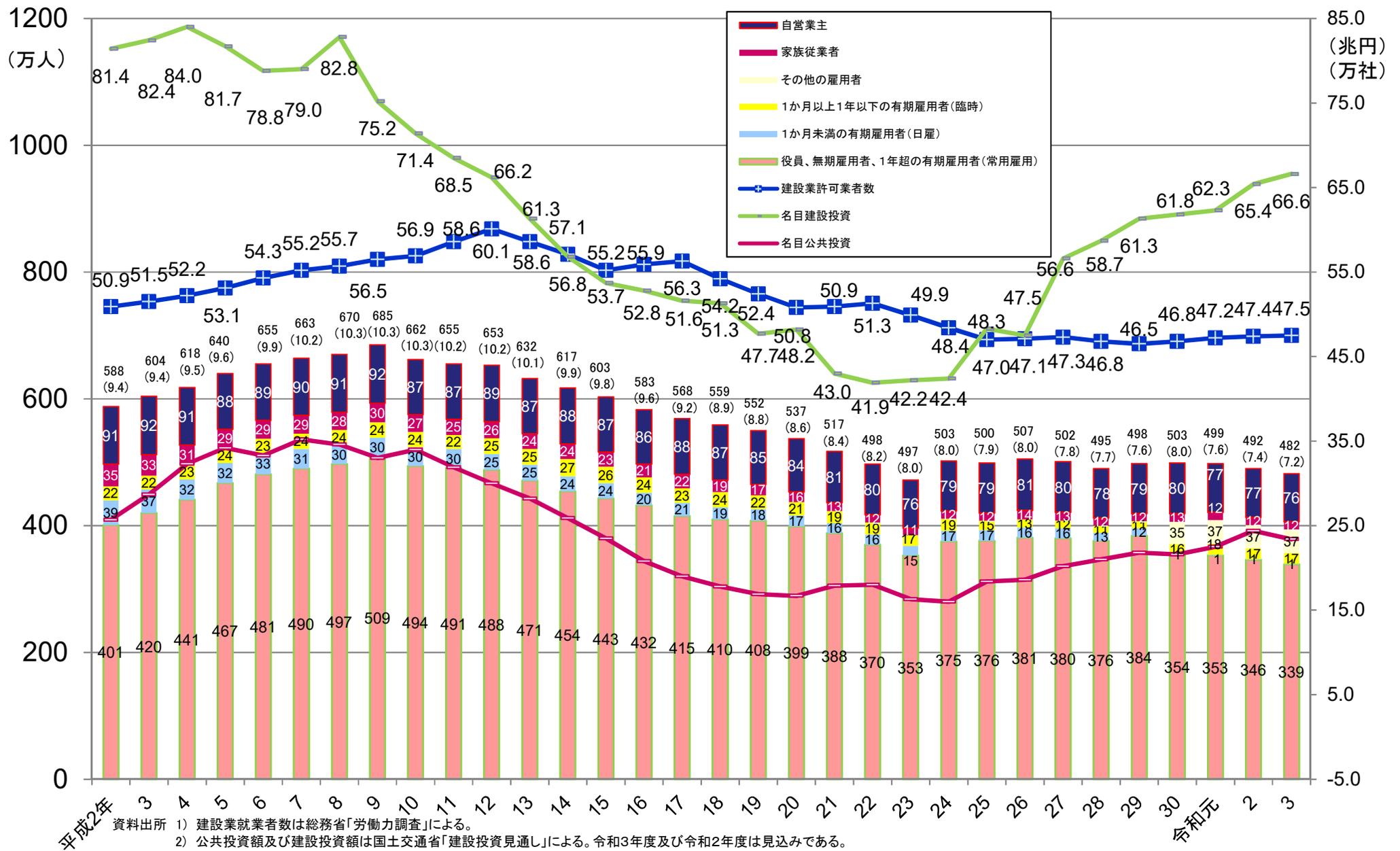
建設労働をめぐる情勢と雇用改善対策等について

令和4年10月12日

厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室

I 建設労働をめぐる情勢

建設業における投資額、許可業者数、就業者数の推移～1



注 1) 平成23年度労働力調査は岩手県、宮城県及び福島県を除く。
 2) 建設投資(名目値)は年度ベース、許可業者数は各年3月末、就業者数は年平均である。
 3) 就業者の()内の数値は、総就業者数に占める建設業就業者数の割合である。
 4) 労働力調査は平成30年から調査事項が変更となったため、従業上の地位の対応関係は単純に時系列比較をすることはできない。
 5) 凡例中の()は、平成29年までの調査事項である。「その他の雇用者」は、契約の「期間がわからない」及び「雇用契約期間の定めがあるかわからない」の計である。

建設投資額

令和3年度の建設投資額(名目)は約66.6兆円(見込み)で、ピーク時(平成4年度)から約21%減

建設業許可業者数

建設業許可業者数は、令和3年度末で約47.5万業者となり、ピーク時(平成12年度末)から約21%減

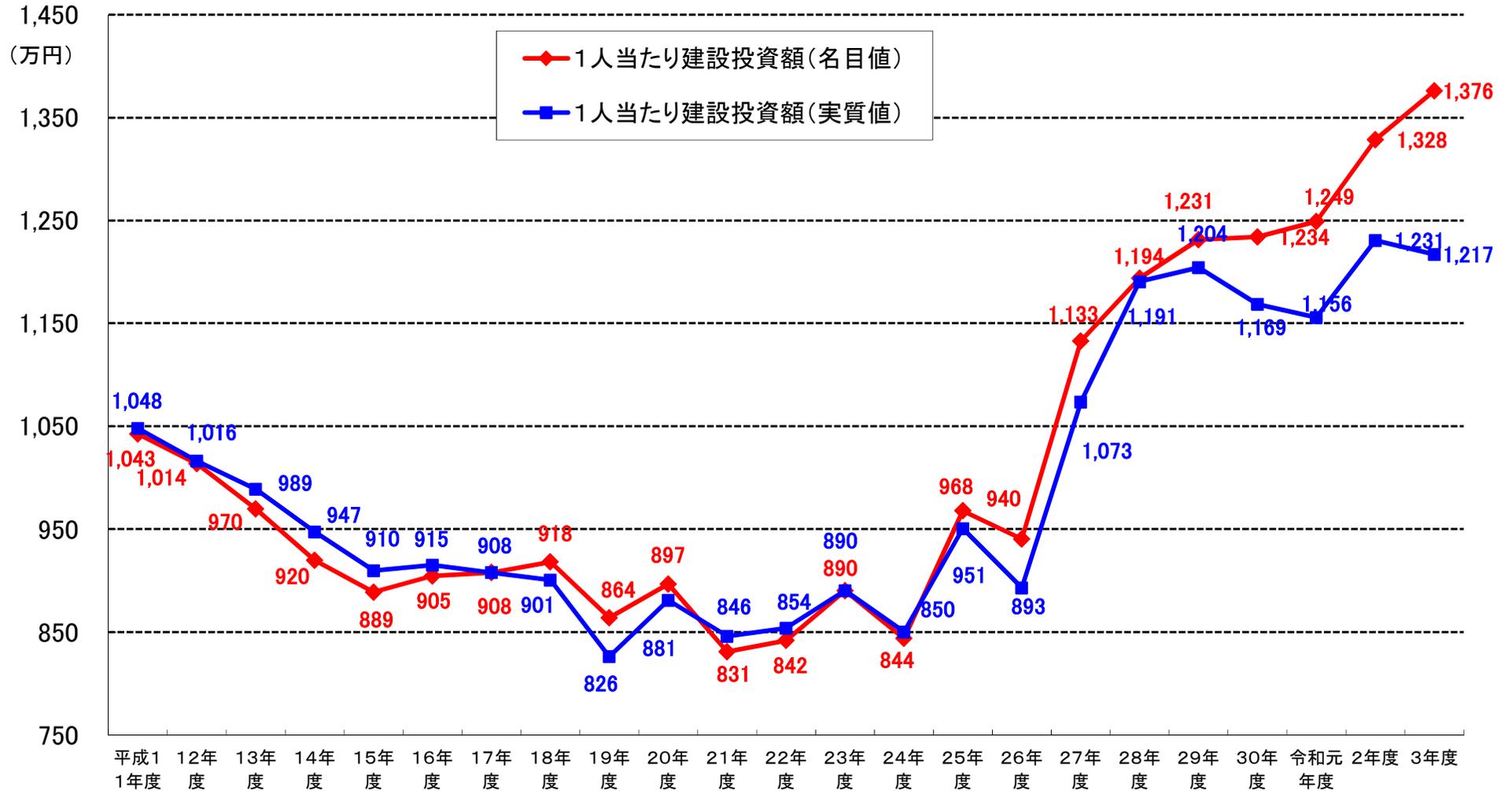
建設業就業者数

建設業就業者数は、令和3年は約482万人で、前年から10万人減少し、ピーク時(平成9年)から約30%減

建設業就業者1人当たりの建設投資額の推移

1人当たりの建設投資額(名目値)は、近年、増加傾向で推移してきている。

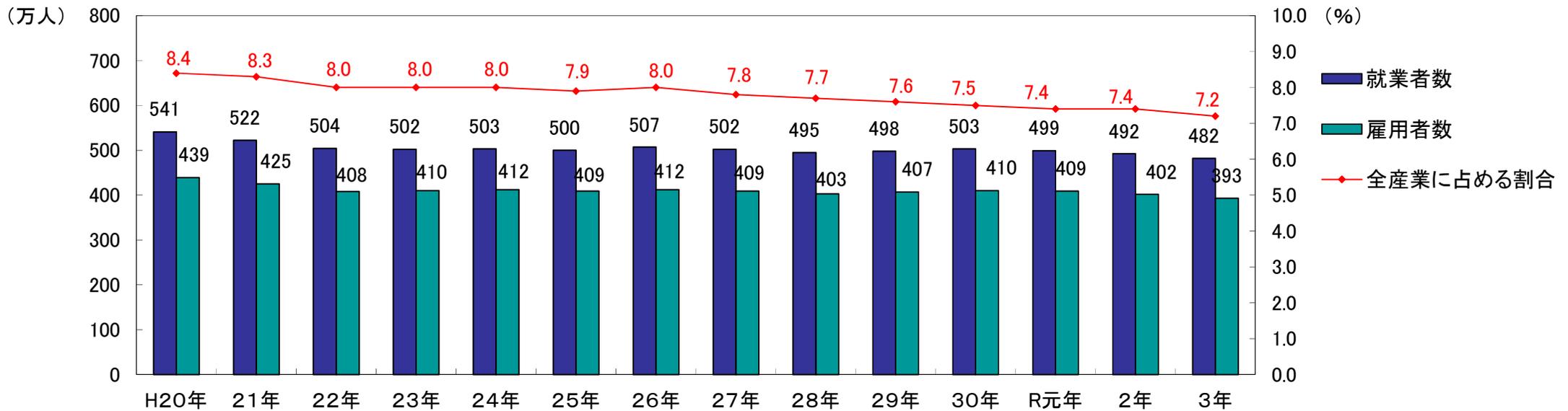
■ 建設業就業者1人当たりの建設投資額の推移



資料:建設投資額は国土交通省「建設投資見通し」、建設業就業者数は総務省「労働力調査(23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。)」により、1人当たりの建設投資は、建設投資額を建設業就業者数で除した数値

建設業の就業者数、雇用者数等の推移

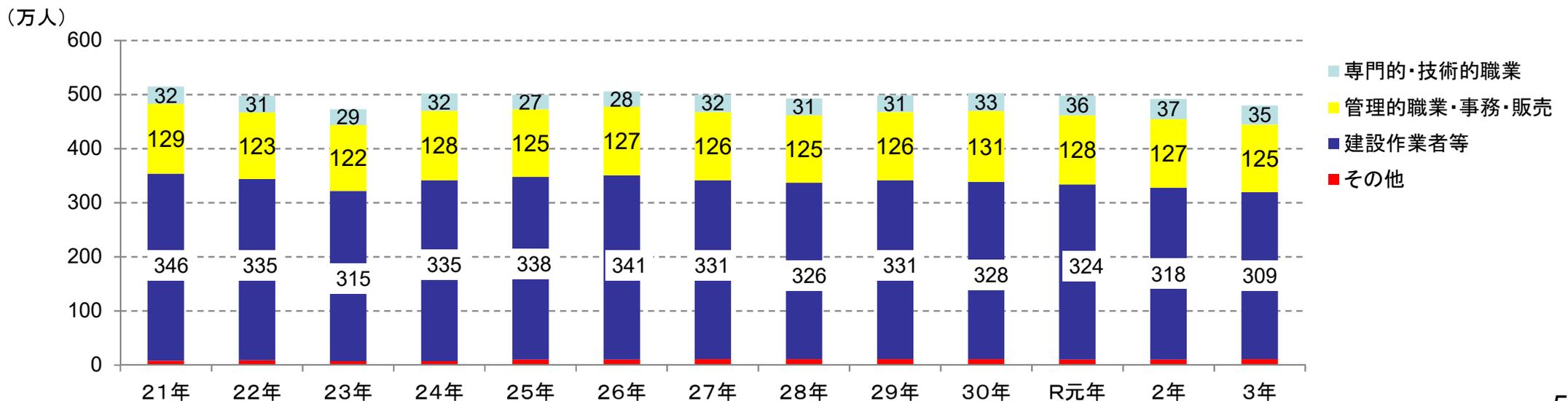
■ 建設業の就業者数・雇用者数の推移 ～就業者数、雇用者数、全産業に占める割合とも近年横ばいである。



資料：総務省「労働力調査(平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)」

注：「全産業に占める割合」は、全産業の就業者数に対する建設業の就業者数の割合

■ 建設業の職業別就業者数の推移 ～専門的・技術的職業、建設作業者等とも近年横ばいである。



資料：総務省「労働力調査(平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。)」

建設業の倒産件数の推移

全国の建設業の倒産件数は、東日本大震災の復興需要、東京オリンピック・パラリンピック開催等の効果もあり、減少傾向。令和3年は1,066件となり、前年に比べ200件減少。

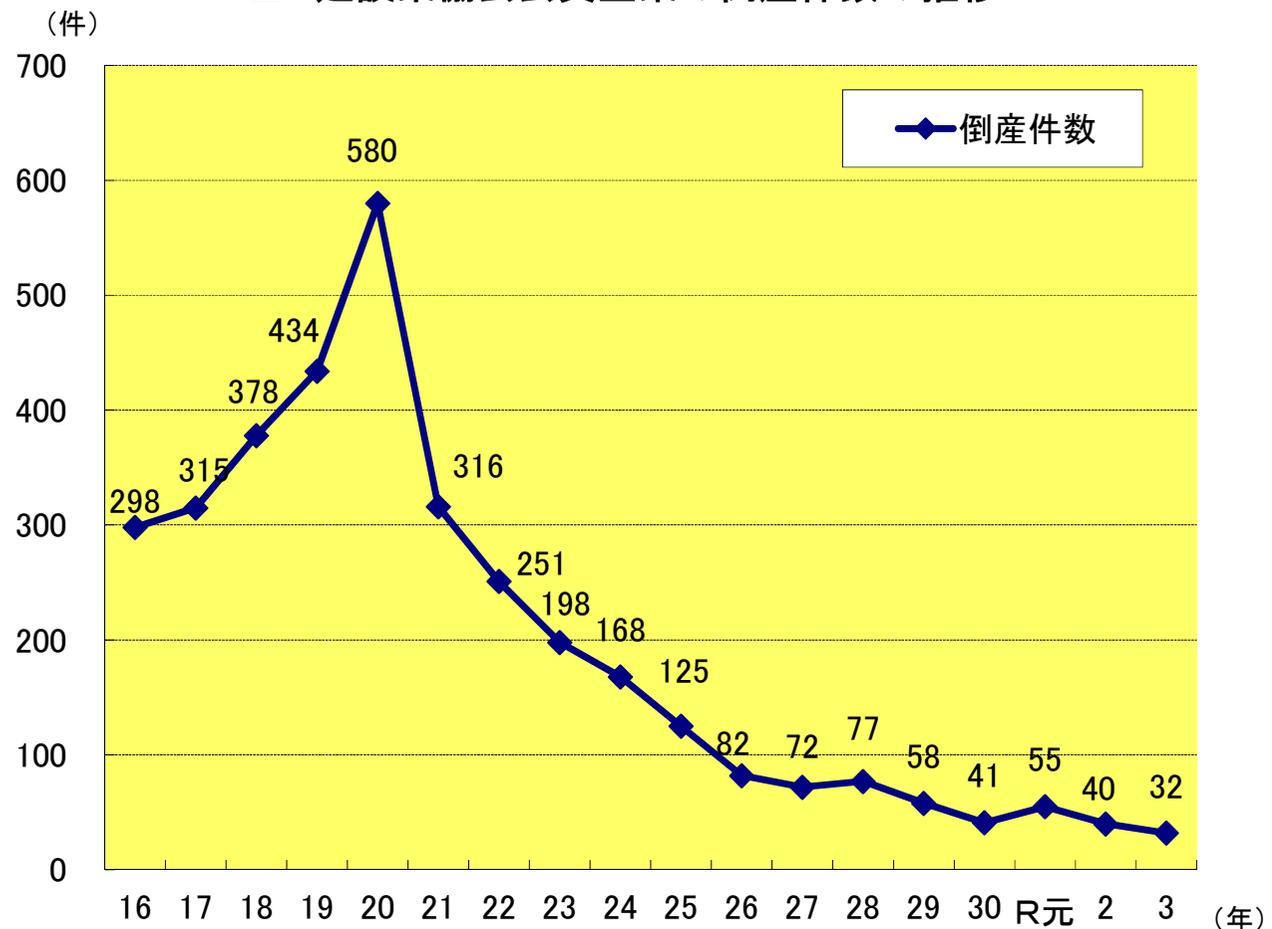
地方の中核的な建設業者で構成される建設業協会に加盟している建設業者の令和3年の倒産件数は32件であり、過去最悪だった平成20年に比べ約95%減。

■ 建設業の倒産件数の推移

年	件数	対前年
H18年	2,606	+22.9
19年	2,939	+12.8
20年	3,446	+17.3
21年	3,441	-0.1
22年	3,136	-8.9
23年	3,039	-3.1
24年	2,731	-10.1
25年	2,347	-14.1
26年	1,859	-20.8
27年	1,612	-13.3
28年	1,594	-1.1
29年	1,571	-1.4
30年	1,414	-10.0
R元年	1,414	±0.0
2年	1,266	-10.5
3年	1,066	-15.8

資料:帝国データバンク「全国企業倒産集計」

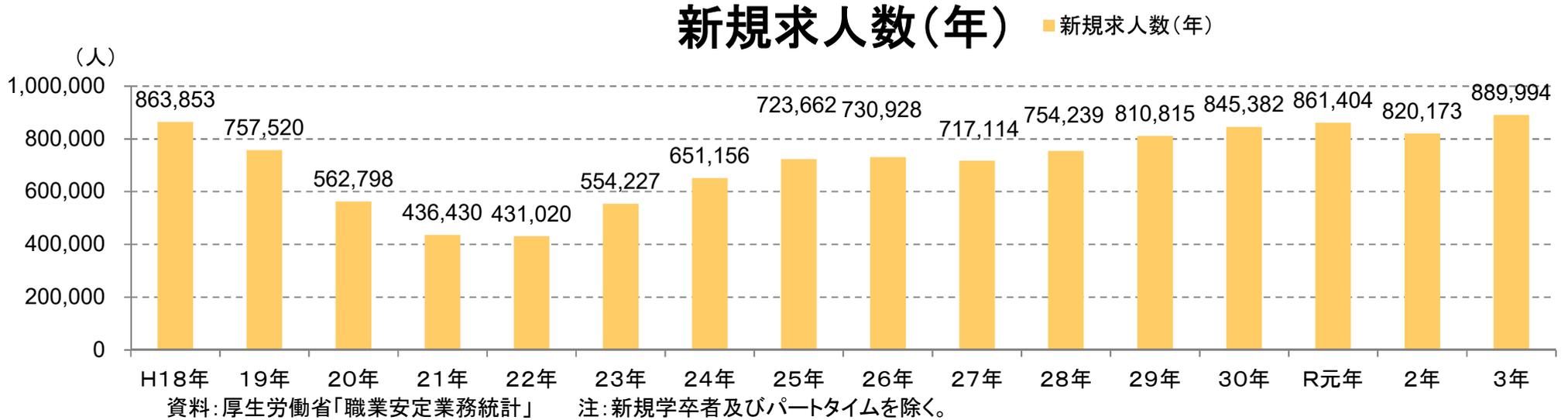
■ 建設業協会会員企業の倒産件数の推移



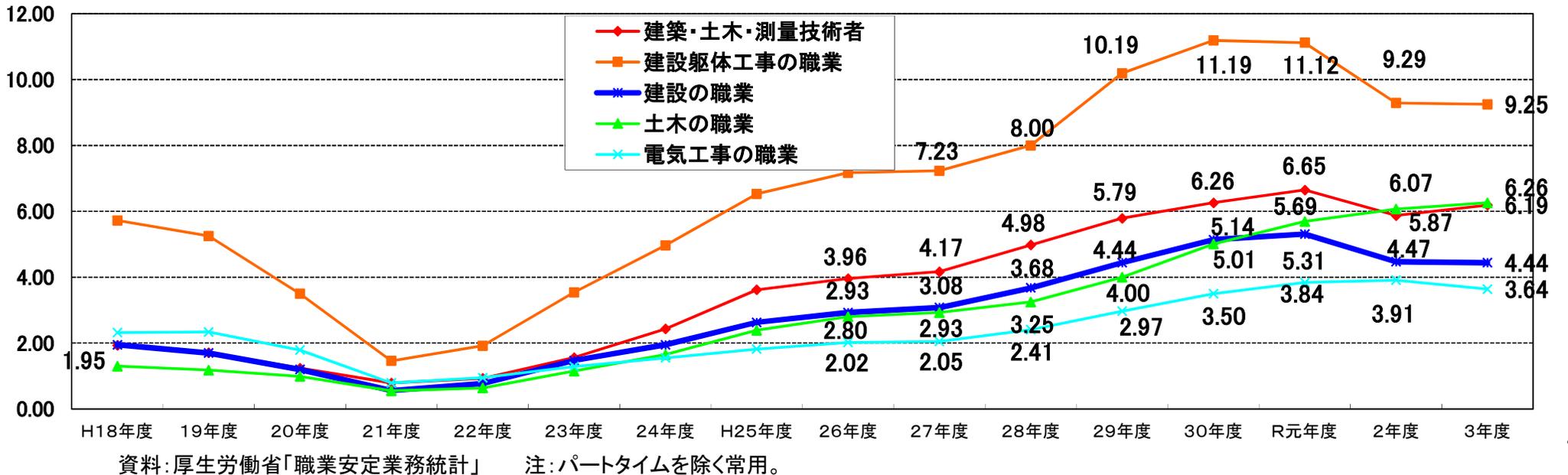
資料:(一社)全国建設業協会「全建ジャーナル」

建設業の新規求人数及び有効求人倍率の推移

■ 建設業に係る新規求人数の推移 ～平成23年から増加傾向にある。



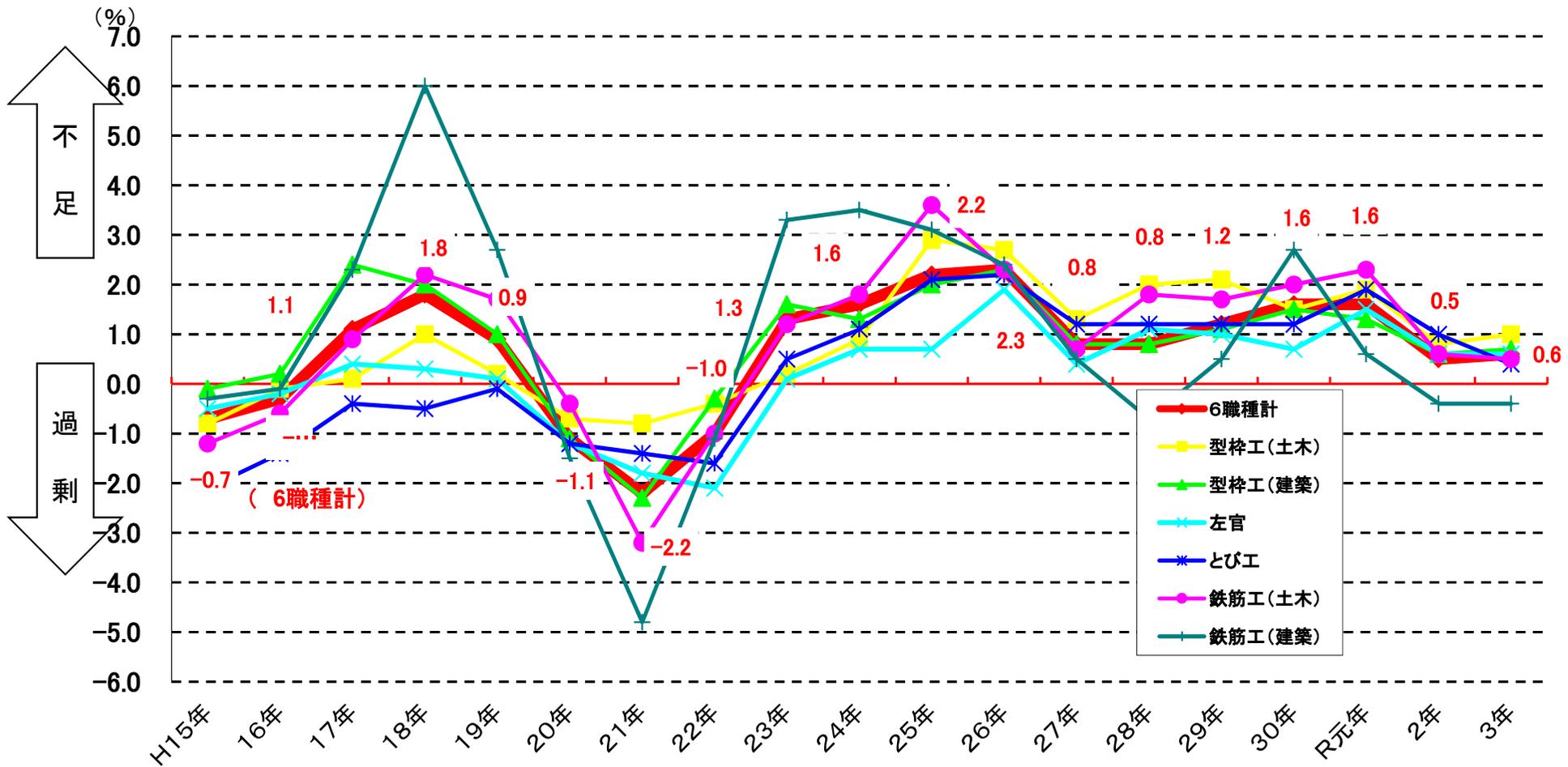
■ 建設業に係る有効求人倍率の推移 ～平成21年度までは減少傾向が顕著であったが、現在は建設投資の増加などにより高い水準にある。



建設技能労働者の需給状況

建設技能労働者は、平成21～22年において全ての職種で過剰となっていたが、23年以降は不足傾向にある。

■ 建設技能労働者の不足率の推移(全国)



資料:国土交通省「建設労働需給調査」

注1:不足率の計算は次による。

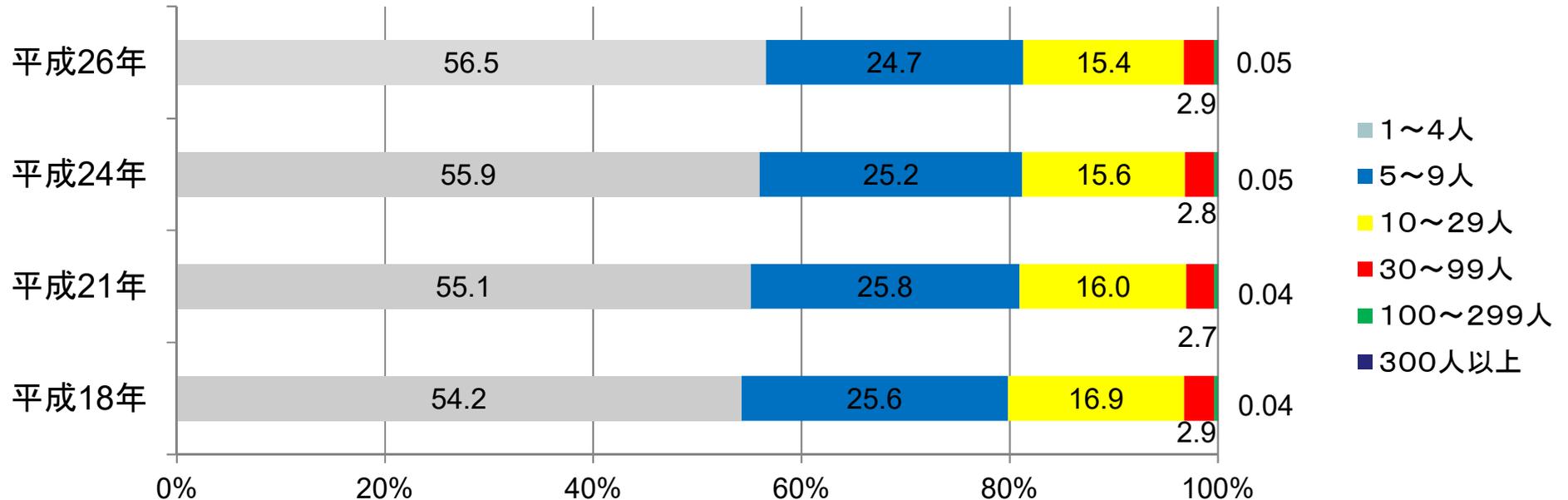
$$\frac{(\text{確保できなかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者数})}{(\text{確保している労働者数} + \text{確保できなかった労働者数})} \times 100$$

注2:不足率がプラスのときは労働者が不足し、マイナスのときは過剰となっていることを示す。

建設業事業所の従業者の規模別構成比等

建設業事業所では、従業者が5人未満が半数以上を占めており、ほとんどが300人未満の中小事業所。
業種別従業者数では、総合工事業の従業者が約半数を占め、職別工事業が23%、設備工事業が30%。

■ 建設業事業所の従業者の規模別割合



資料:総務省「経済センサス」

■ 業種別従業者数

(単位:千人)

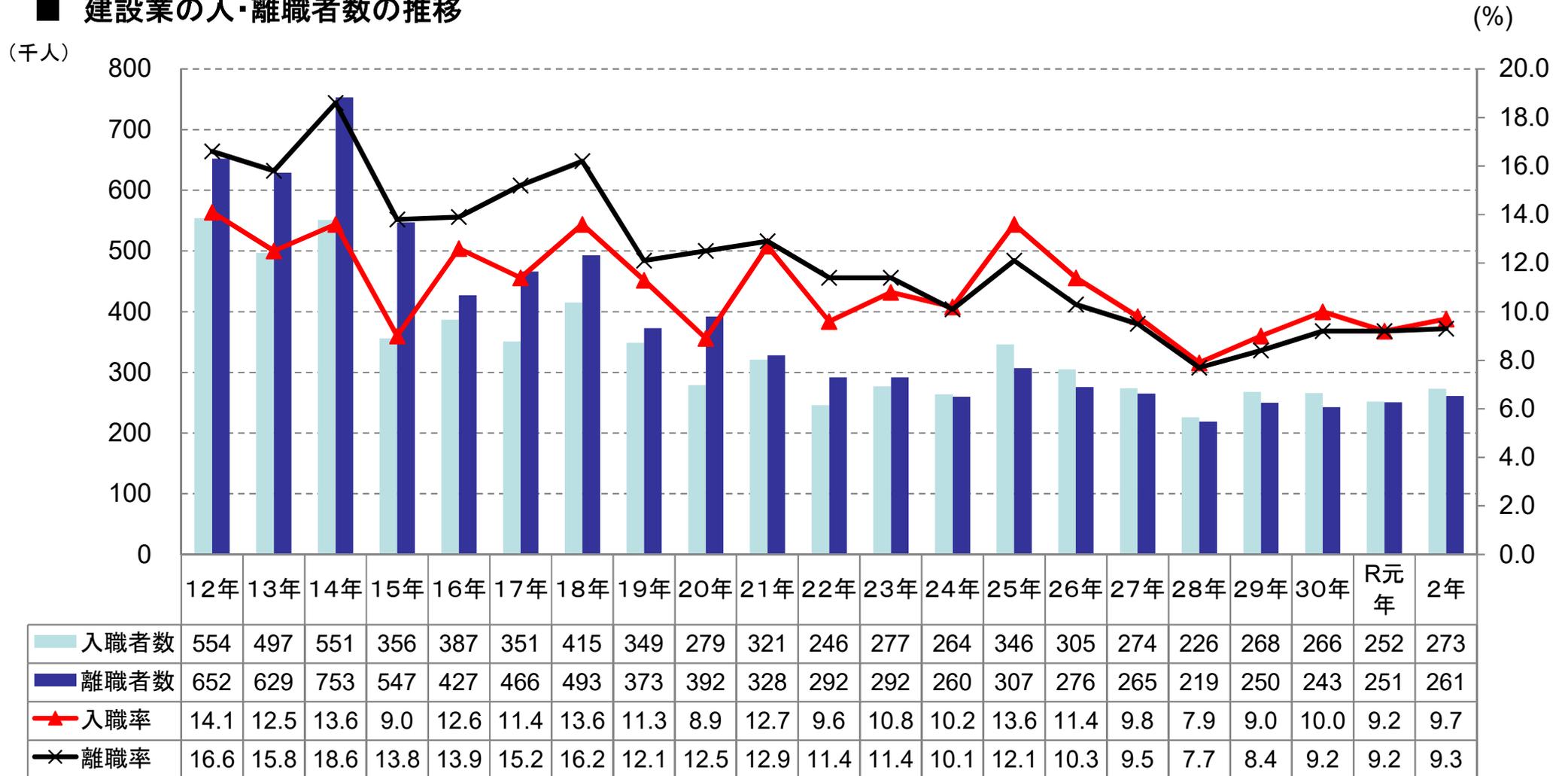
区分	合計	総合工事業			職別工事業						
		土木工事	建築工事	その他	大工工事	とび土工	鉄骨鉄筋	左官工事	その他		
平成26年	3792	1805	695	463	646	867	78	168	69	50	502
区分	設備工事業										
		電気工事	管工事	その他							
平成26年	1120	408	367	346							

資料:総務省「経済センサス」

建設業における入・離職者数の推移

離職者数が入職者数を上回って推移していたが、平成24年以降は入職者数が離職者数を上回っている。

■ 建設業の入・離職者数の推移



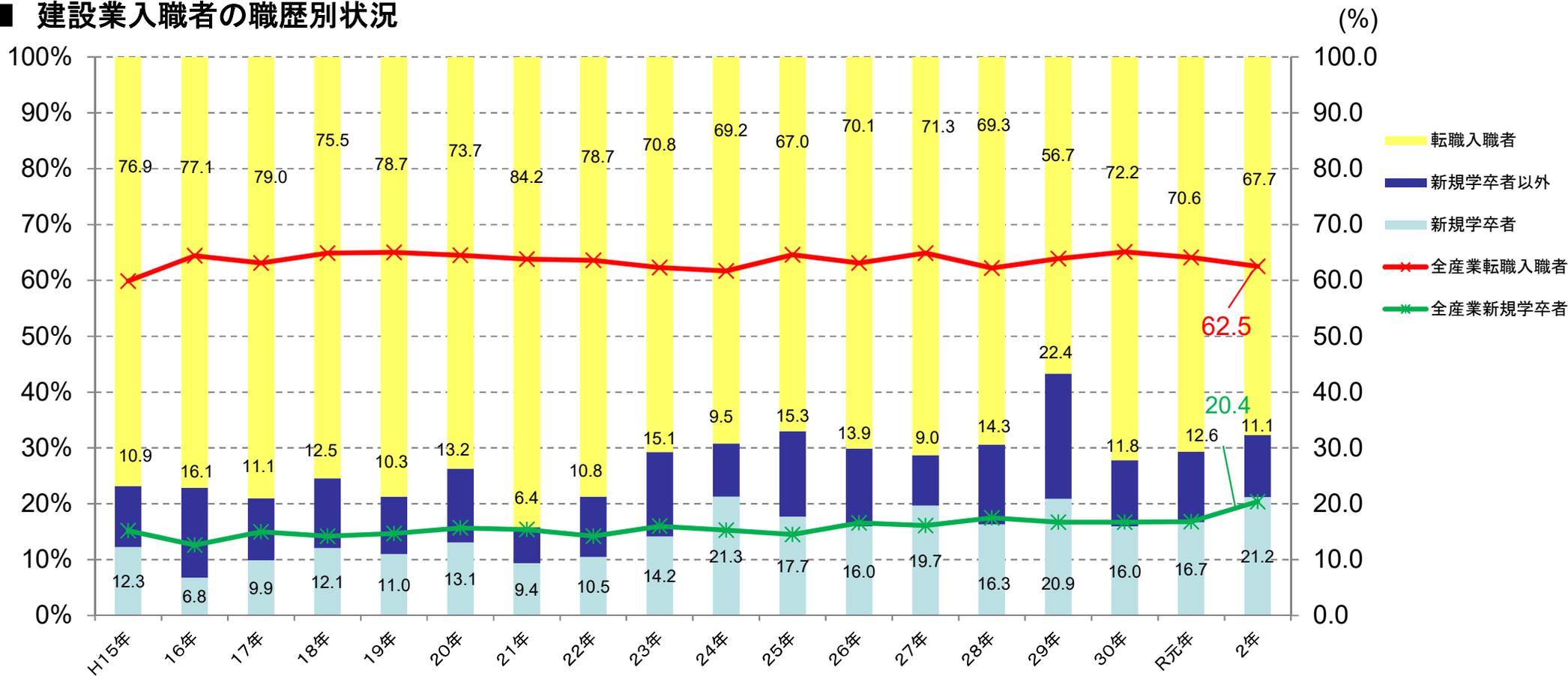
資料: 厚生労働省「雇用動向調査」

注: 入(離)職率 = 入(離)職者数 ÷ 1月1日現在の常用労働者数 × 100

建設業入職者の職歴別状況

建設業入職者の約68%を転職入職者が占め、全産業における転職入職者の割合を上回っている。
 建設業の新規学卒者の割合については、平成24年以降、全産業における新規学卒者の割合とほぼ同水準となっている。

■ 建設業入職者の職歴別状況



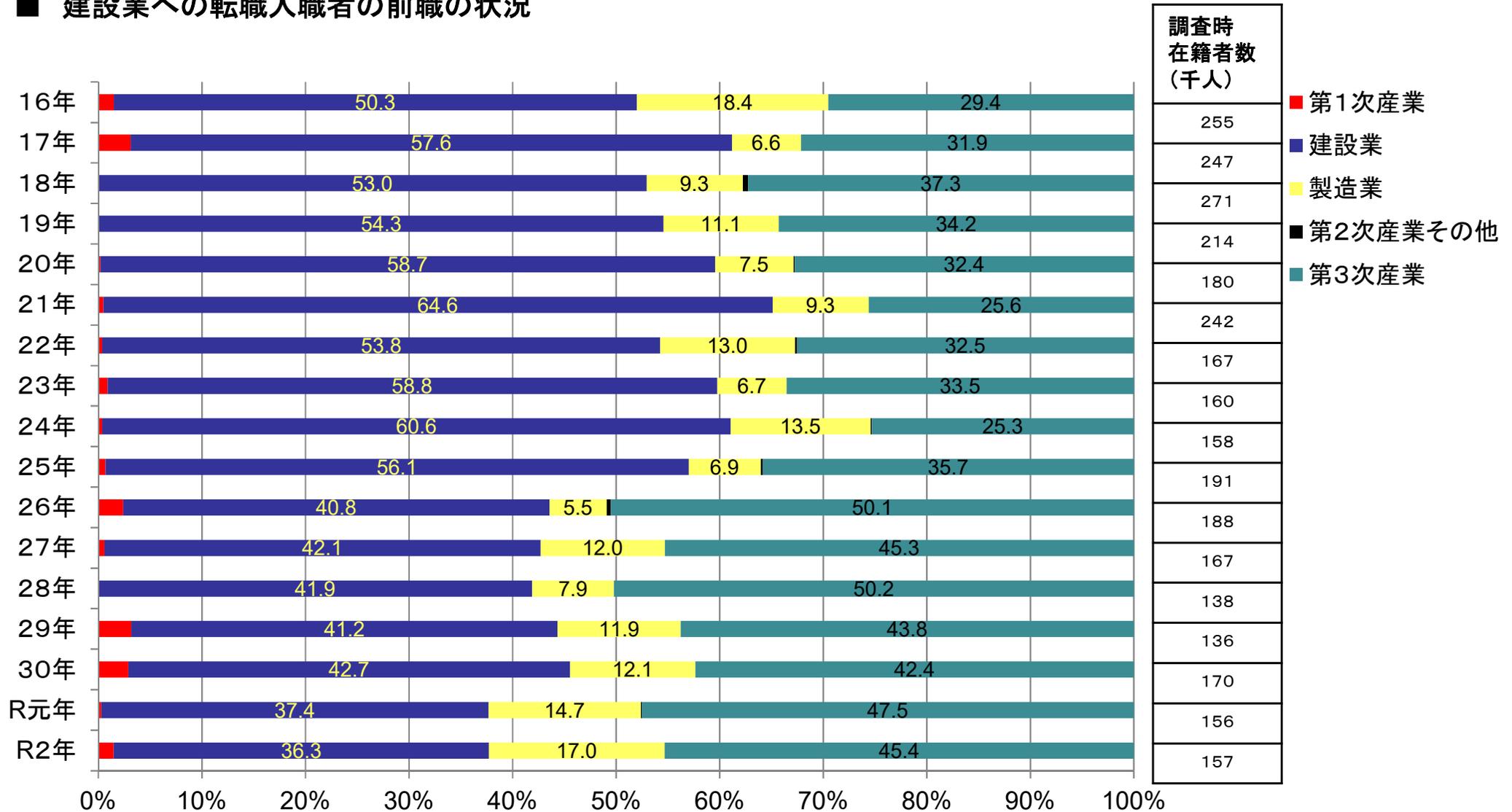
【全産業入職者における転職入職者及び新規学卒者の割合】

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年
転職入職者	59.9	64.4	63.1	64.9	65.0	64.5	63.8	63.6	62.3	61.7	64.6	63.1	64.9	62.2	63.9	65.1	64.1	62.5
新規学卒者	15.2	12.6	15.0	14.2	14.7	15.7	15.4	14.2	16.0	15.3	14.5	16.6	16.1	17.5	16.7	16.7	16.8	20.4

建設業への転職入職者の前職の状況

建設業への転職入職者については、平成16年から平成25年までは前職も建設業である割合が高く5～7割程度で推移していたが、平成26年以降は前職が第3次産業である割合が上回る傾向にある。

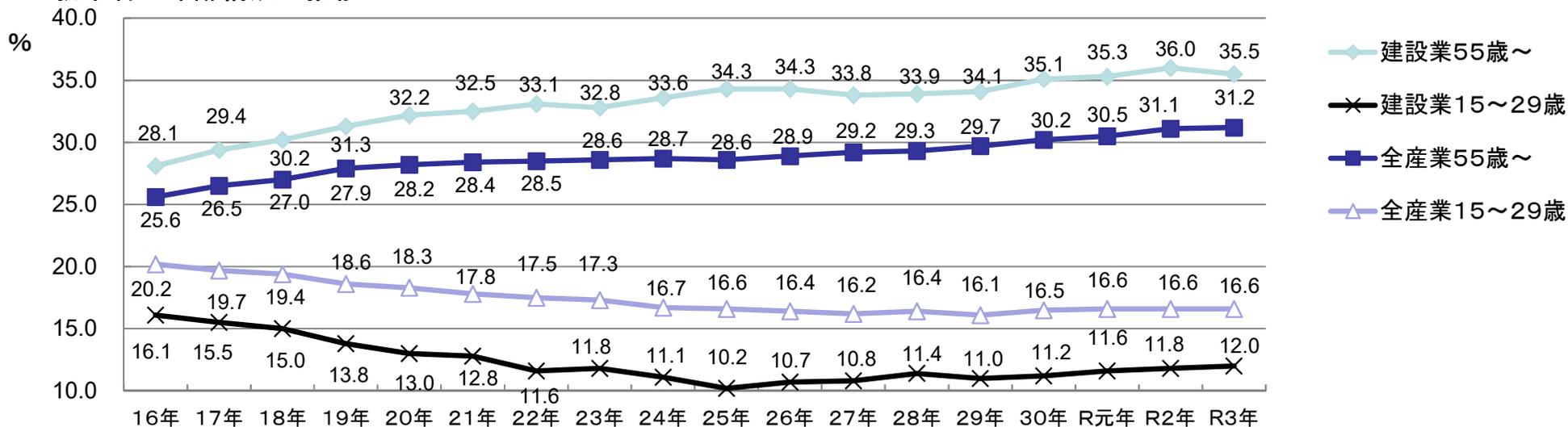
■ 建設業への転職入職者の前職の状況



建設業就業者の年齢構成

令和3年における建設業就業者の年齢階層別構成比をみると、全産業に比べて、55歳以上の割合が35.5%と高く、29歳以下の割合は12.0%と低い。また、就業者の平均年齢では、令和3年の建設業就業者の平均年齢は44.5歳となっており、全産業に比べ、高齢化が進展している。

■ 就業者の年齢構成の推移



資料:総務省「労働力調査」

■ 就業者の平均年齢の推移

区分 年	全産業就業者 平均年齢	建設業就業者 平均年齢		製造業就業者 平均年齢	
		平均年齢	生産労働者(男)	平均年齢	生産労働者(男)
27	42.3	44.0	44.0	42.3	41.0
28	42.2	44.2	44.8	42.2	40.9
29	42.5	44.5	44.4	42.4	41.2
30	42.9	44.3	44.9	42.6	42.6
R元	43.1	45.1	45.4	42.7	42.8
R2	43.2	44.8	建設・採掘従事者(男)※ 43.4	43.0	生産工程従事者(男)※ 41.7
R3	43.4	44.5	建設・採掘従事者(男)※ 44.4	43.1	生産工程従事者(男)※ 41.9

資料:厚生労働省

「賃金構造基本統計調査」

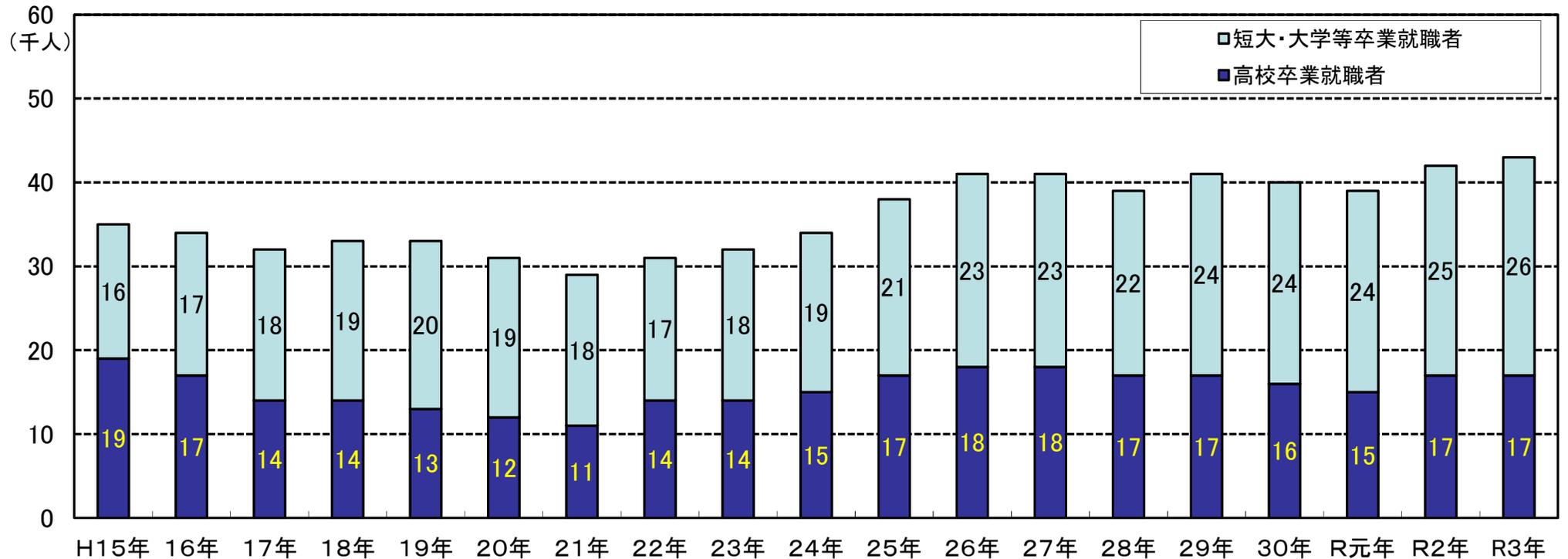
注:企業規模10人以上の事業所

※令和2年調査方法の変更に伴い、建設業(生産労働者・男)及び製造業(生産労働者・男)は廃止となったため、令和3年も引き続き生産工程従事者(男)及び建設・採掘従事者(男)の年齢を記載している。

新規学卒者の建設業への就職状況

新規学卒者の建設業への就職者数は、近年横ばいである。

■ 新規学卒者の建設業への入職状況



区分	H15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年
就職者数	35	34	33	33	33	31	29	31	31	34	38	41	41	39	41	41	40	42	44
全産業就職者に占める割合	5.4	5.1	4.8	4.6	4.5	4.2	4.1	5.0	4.9	5.0	5.4	5.7	5.6	5.3	5.4	5.3	5.2	5.4	6.1

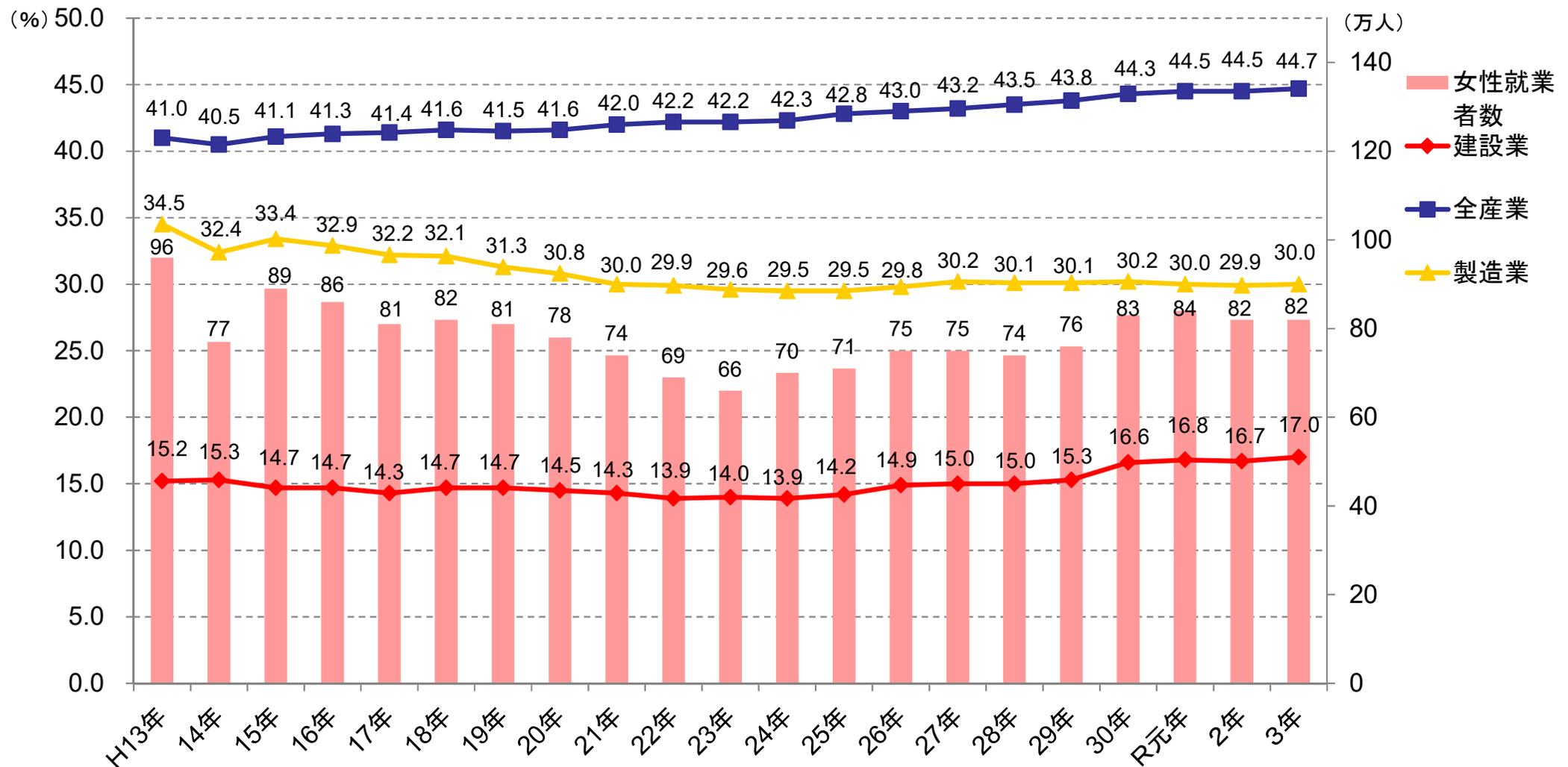
資料：文部科学省「学校基本調査」

注：短大・大学等には、高等専門学校、大学院を含む。なお、四捨五入の都合上、グラフと表の数値が一致しないことがある。

建設業における女性就業者数等の推移

建設業全体の就業者数が減少する中、平成23年より女性就業者数は増加傾向であり、令和3年で82万人となっている。しかし、女性就業者の比率は全産業や製造業に比較すると、依然として低い状況である。

■ 建設業の女性就業者の比率の推移

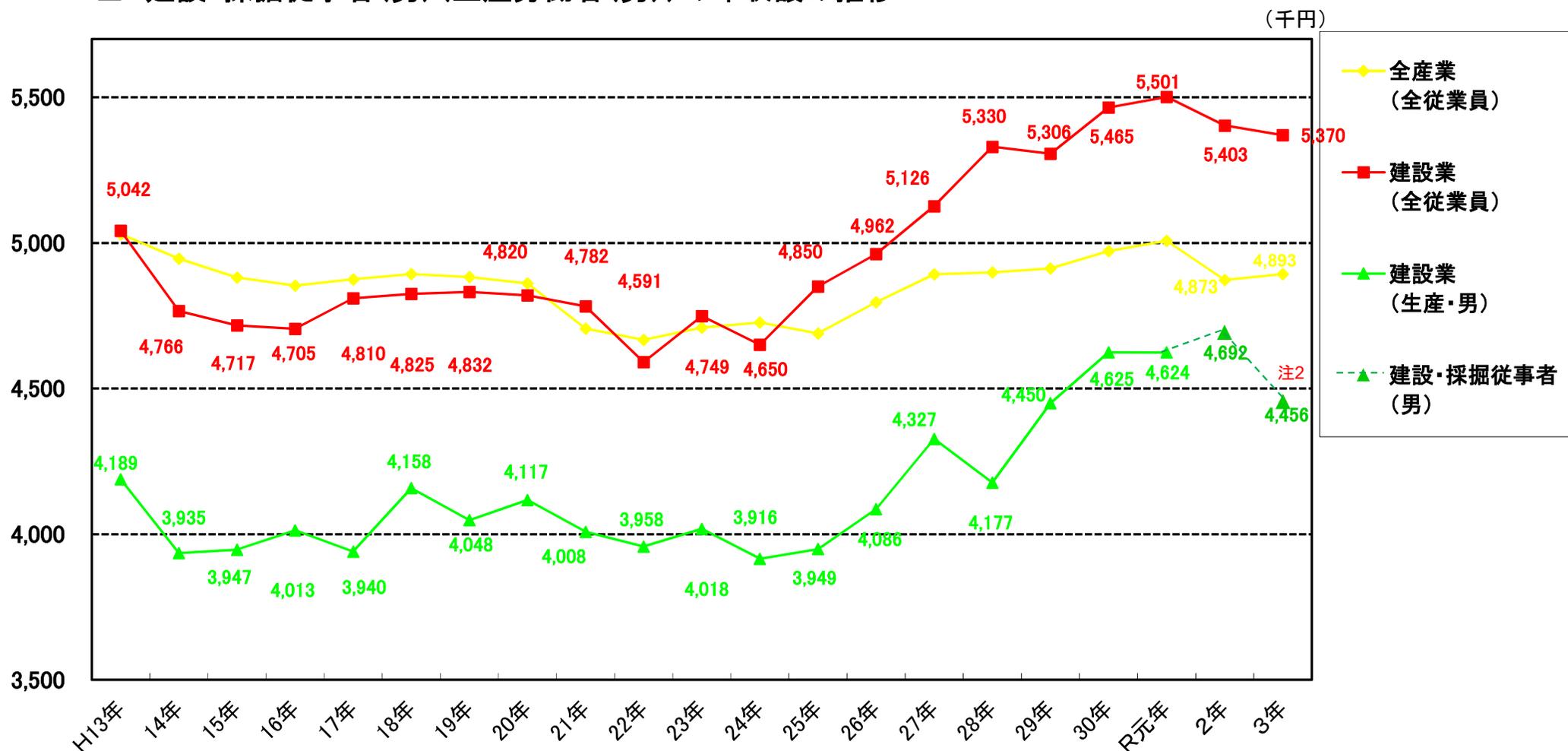


資料：総務省「労働力調査」

建設業の生産労働者の年収額の推移

令和3年における建設・採掘従事者(男)の年収額は約446万円となっており、建設業(全従業員)や全産業(全従業員)に比べ低い。

■ 建設・採掘従事者(男)(生産労働者(男))の年収額の推移



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注1: 推定年収額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

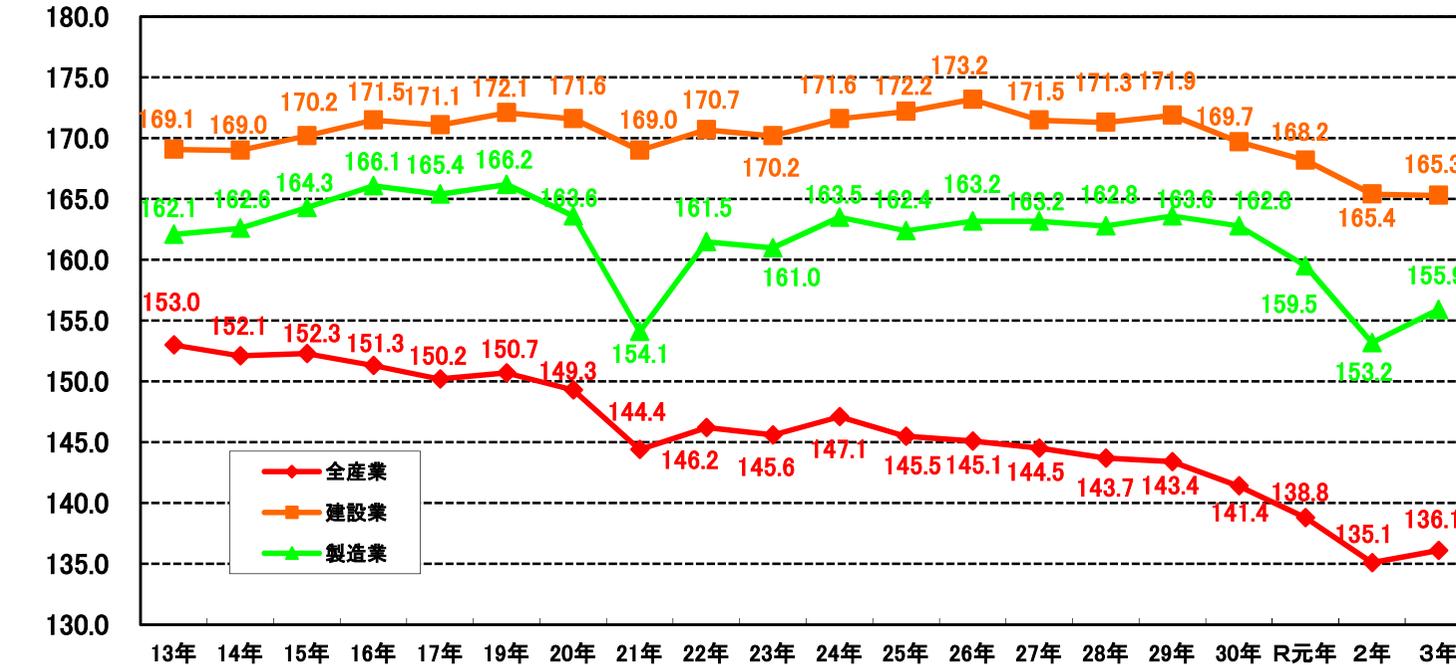
注2: 令和2年調査方法の変更に伴い、建設業(生産労働者・男)は廃止となったため、令和3年も引き続き建設・採掘従事者(男)としている。

建設業労働者の労働時間の推移

建設業における月平均総実労働時間は、平成30年以降減少傾向にあるが、全産業や製造業に比べて長く、令和3年の年間総実労働時間は、1,984時間。

完全週休2日制の普及状況は、令和3年では企業数で全産業では約48%に対し、建設業では約39%と低い。

■ 常用労働者の月平均総実労働時間の推移



■ 常用労働者の年間総実労働時間(令和3年)

区分	年間総実労働時間
全産業	1,633 時間
建設業	1,984
製造業	1,871

資料: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

注: 事業所規模5人以上を対象

年間総実労働時間

= 月平均総実労働時間 × 12か月

■ 完全週休2日制の普及状況(令和3年)

(単位: %)

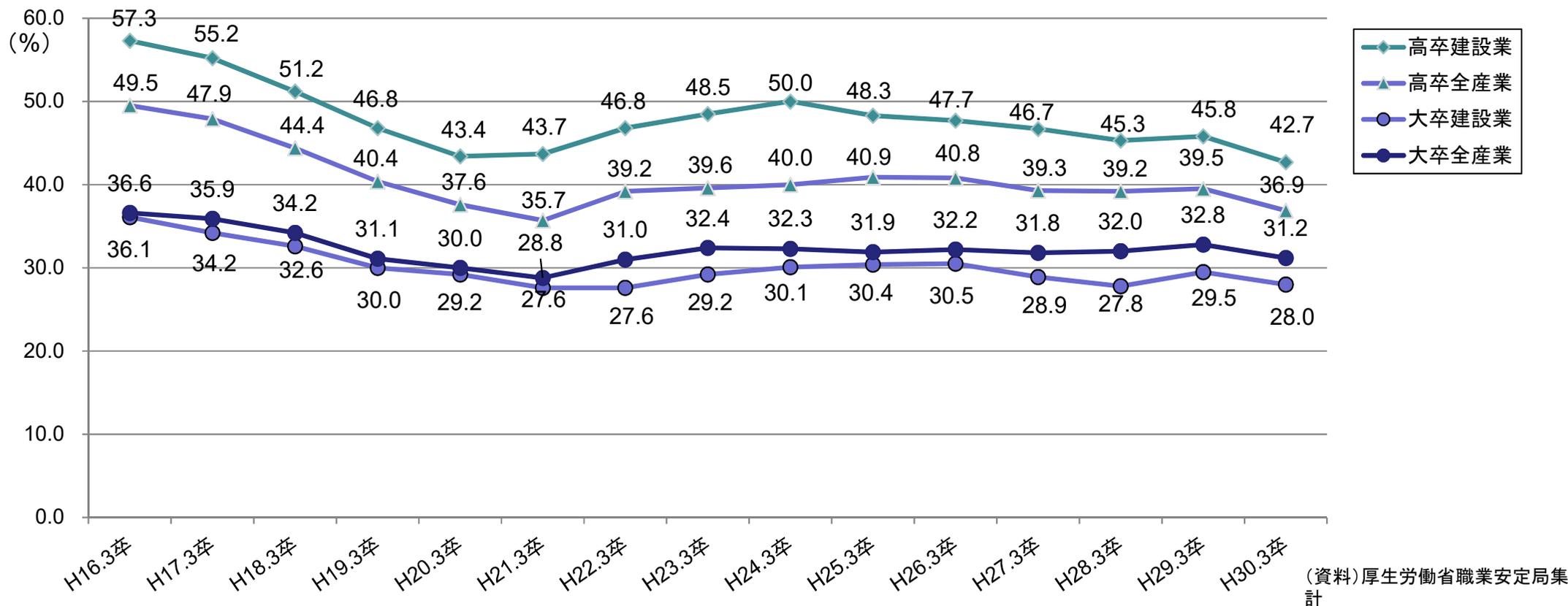
事項 \ 区分	週休2日	
	週休2日	完全週休2日
全産業	83.5	48.4
建設業	82.7	39.1
製造業	91.0	44.5

資料: 厚生労働省「就労条件総合調査」

(注: 企業規模30人以上)

新規学卒就職者の学歴別・産業別3年目離職状況

建設業における新規学卒者の3年目までの離職率は、全産業と比較すると高い状況にある。



【平成30年3月新規大学卒業者の3年目離職率の場合】

- [1] 就職者：生年月日が平成8年4月1日以前で、平成30年3月1日から平成30年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成30年3月新規大学卒業就職者とみなす。
 - [2] 離職者：[1]の内、平成30年3月1日から令和3年3月31日までに離職した者(平成30年3月1日から平成30年6月30日までに新規学卒として雇用保険加入の届けを提出した事業所を上記の期間中に離職した場合、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職者として算出している(以下、[4]についても同様))。
- ※平成30年3月新規大学卒業者の離職率・・・[2]／[1]

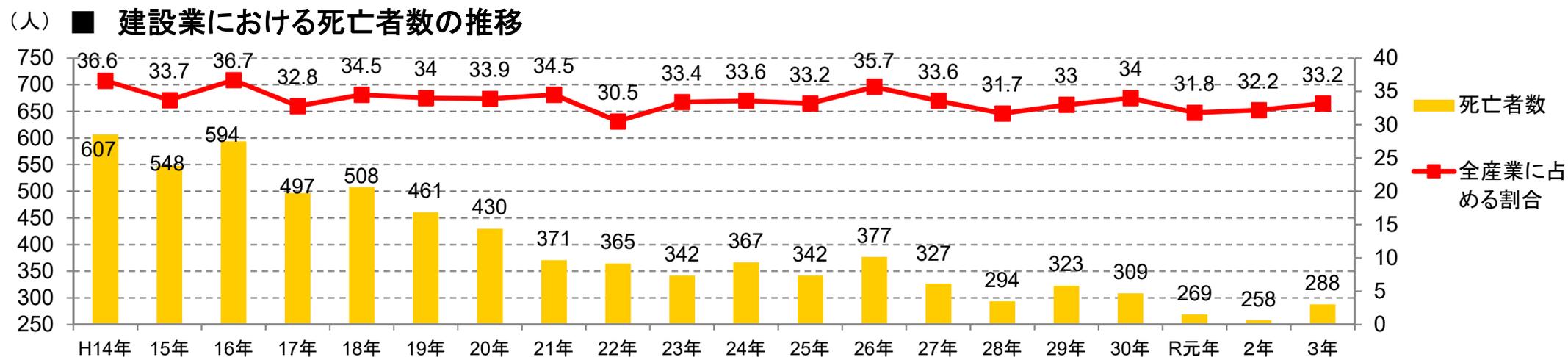
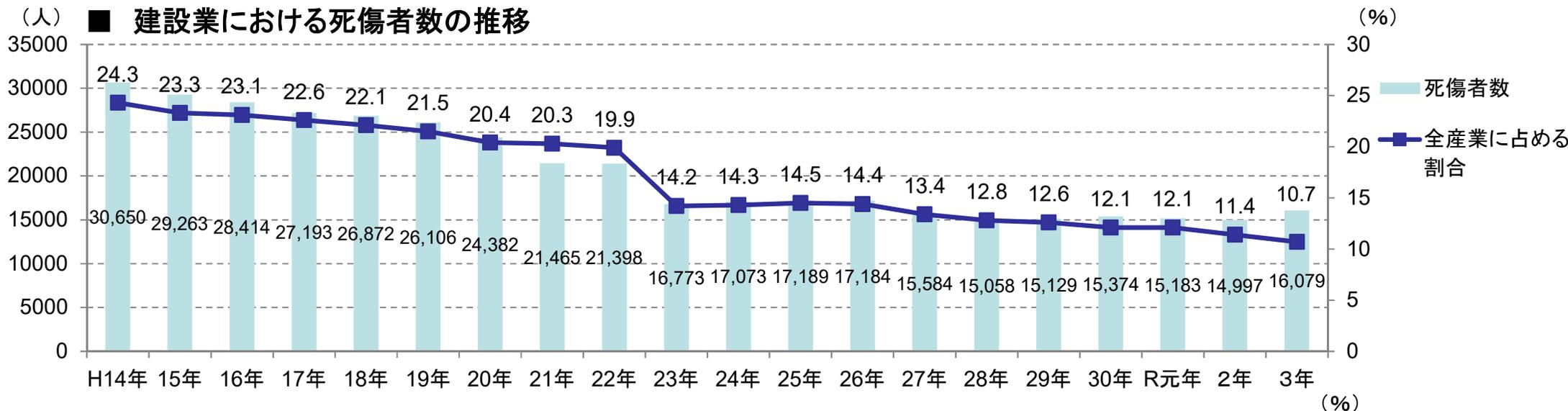
【平成30年3月新規高校卒業者の3年目離職率の場合】

- [3] 就職者：生年月日が平成10年4月2日から平成12年4月1日までの者で、平成30年3月1日から平成30年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成30年3月新規高校卒業就職者とみなす。
 - [4] 離職者：[3]の内、平成30年3月1日から令和3年3月31日までに離職した者。
- ※平成30年3月新規高校卒業者の離職率・・・[4]／[3]

建設業における労働者災害の発生状況

建設労働者の死傷者数や死亡者数は、近年、減少傾向にあったが、令和3年では死傷者数が対前年比約7.2%増の16,079人、死亡者数は対前年比約12%増の288人であった。

全産業に占める割合は、死傷者数で約10.7%、死亡者数で約33.2%と、建設業が全産業に占める就業者数の割合(約7.4%)に比べ高い。



資料: 死傷者数については、厚生労働省労働基準局「労災保険給付データ」及び「労働者死傷病報告(労災非適)」
死亡者数については、厚生労働省労働基準局「死亡災害報告」 ※注 震災に係る件数は除く。

建設業労働者の労働保険の加入状況

雇用保険の被保険者数は、全産業、建設業ともに毎年度増加している。

労災保険の適用労働者数は、全業種では毎年度増加しているが、建設業では、令和元年度から令和2年度にかけて44,185人減少している。

■ 雇用保険適用事業所数及び被保険者数

区分		事業所数	被保険者数
令和2年度	建設業	421,951	2,851,506
	全産業	2,322,576	44,349,799
令和元年度	建設業	412,515	2,791,849
	全産業	2,277,319	44,111,881
平成30年度	建設業	404,862	2,730,986
	全産業	2,256,514	43,539,315

資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」 (単位：力所) (単位：人)

■ 労災保険の適用事業場数及び適用労働者数

区分		事業場数	労働者数
令和2年度	建設業	659,785	5,289,213
	全産業	2,858,309	60,433,277
令和元年度	建設業	659,678	5,333,398
	全産業	2,851,699	59,567,292
平成30年度	建設業	666,293	5,330,821
	全産業	2,828,062	58,361,548

資料：厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」 (単位：力所) (単位：人)

建設業労働者の社会保険等の加入状況

建設業における全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者数は、前年比で微増。
建設業退職金共済制度の被共済者数は令和2年度は前年と同数になっている。

■ 全国健康保険協会管掌健康保険適用事業所数

及び被保険者数(R3.3.31現在)

合計	事業所数	前年比	被保険者数	前年比
建設業	445,891	102.7%	2,610,461	102.0%
産業計	2,398,948	103.2%	24,877,229	103.0%

(単位:力所)

(単位:人)

資料:全国健康保険協会「全国健康保険協会管掌健康保険 事業年報」

■ 厚生年金保険適用事業所数

及び被保険者数の推移(R3.9.1現在)

合計	事業所数	前年比	被保険者数	前年比
建設業	462,186	102.9%	3,474,198	101.0%
産業計	2,549,031	103.4%	40,858,278	100.5%

(単位:力所)

(単位:人)

資料:厚生労働省「厚生年金保険 業態別規模別適用状況調」

■ 建設業退職金共済制度の加入状況の推移

(単位:千人)

年度	共済契約者数	被共済者数
17年度	188	2,640
18年度	189	2,695
19年度	191	2,742
20年度	188	2,775
21年度	187	2,828
22年度	183	2,868
23年度	178	2,902
24年度	173	2,950
25年度	171	3,012
26年度	170	3,079
27年度	170	3,134
28年度	170	2,215
29年度	171	2,203
30年度	172	2,189
R元年度	172	2,170
R2年度	174	2,170

資料:建設業退職金共済事業本部「事業年報」

Ⅱ 建設雇用改善施策の概要等

建設労働者の雇用改善の必要性

建設業は地域における雇用機会を確保

建設業の雇用者数は、全産業の7.2%に当たる482万人(令和3年)にのぼり、地域における雇用機会の確保に大きな役割を發揮。

建設業を支えるのは優れた建設労働者

建設業を支えているのは個々の労働者の技術・技能であり、若年労働者の確保・育成と技能継承が必要不可欠。

建設労働者の現状 ～他産業に比べて労働条件等に格差～

技能労働者の年収額が低い

・建設・採掘従事者(男)の年収額は4,456千円(令和3年)と、全産業(4,920千円)に比べ低くなっている。

(資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

高齢化が進行

・建設業の平均年齢は44.5歳(令和3年)と、全産業(43.4歳)に比べ高く、高齢化が進行している。

(資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

労働時間が長い

・建設業の常用労働者の年間総実労働時間は1,984時間(令和3年)と全産業(1,633時間)に比べて長くなっている。

(資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」)

女性就業者の割合が低い

・建設業の女性就業者数は増加傾向にあり82万人(令和3年)であるが、女性就業者の比率は17.0%と、全産業(44.7%)に比べ、低い状況。

(資料:総務省「労働力調査」)

建設業務に必要な労働力の確保と建設労働者の雇用の安定に向けて、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき特別の対策を実施

建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づく施策

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」では、建設労働の基本的な課題である雇用関係の明確化と雇用管理体制の整備、建設労働者の能力の開発及び向上並びに福祉の増進、建設業に必要な労働力の確保と雇用の安定を図るため、他産業にはない特別な助成などの施策を措置。

建設雇用改善施策の体系

「建設雇用改善計画」の策定

- ・建設労働者の雇用改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する重要事項、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るために講じようとする基本的施策を規定

建設事業主等に対する啓発・指導

- ・雇用管理責任者の選任、建設労働者の募集に関する事項の届出、雇入通知書の交付等の徹底、元方事業主による請負事業の従事者の把握及び請負人に対する指導

建設労働者の雇用の安定、能力の開発及び向上等

- ・建設事業主等に対する助成金(旧建設労働者確保育成助成金)の支給
- ・雇用管理研修の実施

若年者の入職促進

- ・建設業若年者理解・定着促進事業(「つなぐ化」事業)の実施

建設労働需給調整システムの導入と適正な運営の確保

- ・事業主団体の作成する実施計画の認定
- ・建設業務有料職業紹介事業の許可
- ・建設業務労働者就業機会確保事業の許可

建設雇用改善計画の策定

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、おおむね5年ごとに建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進、需給調整に関する重要事項を定める「建設雇用改善計画」を策定し、これに基づく施策を推進。

建設雇用改善計画(第10次)

【課題】

若者が展望をもって安心して働ける魅力ある職場づくりを推し進めることを課題とし、若年技能労働者等の確保・育成、魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備、職業能力開発の促進、技能継承を最重点事項として、施策を推進していくこととする。

【施策の最重要事項】

- ① 若年者等の建設業への入職・定着促進による技能労働者の確保・育成
- ② 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- ③ 職業能力開発の促進、技能継承

計画の期間: 令和3～7年度

【建設雇用改善の基本的施策】

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

- ・若年労働者の確保・育成
- ・女性労働者の活躍・定着の促進
- ・高齢労働者の活躍の促進
- ・ハローワークにおける支援

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

- ・安定就労の確保
- ・働き方改革の推進
- ・賃金の改善
- ・労働・社会保険・建設業退職金共済制度の加入促進
- ・労働災害の防止

3 職業能力開発の促進、技能継承

- ・事業主等の行う職業能力開発の促進
- ・労働者の自発的な職業能力開発の促進
- ・建設業を担う人材に対する職業訓練の実施
- ・熟練技能の維持・継承及び活用
- ・デジタル人材の育成

4 雇用改善推進体制の整備

- ・雇用改善を図るための諸条件の整備
- ・事業主等における雇用管理体制の整備
- ・建設関係助成金の活用

5 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

- ・事業の適性な運営の確保
- ・事業の活用促進

6 外国人労働者への対応

- ・外国人労働者の雇用管理の改善
- ・技能実習生の適正な受入れ
- ・特定技能外国人の適正な受入れ

7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

雇用管理の改善に向けた基本的事項の遵守

建設労働者については、職業安定法や労働基準法、労働安全衛生法など全ての労働者に関わる法律に加え、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により建設労働者だけを対象とする特別な措置等が規定。建設事業主の責務としてこれらの事項を遵守することが必要。

【雇用管理責任者の選任】

事業主は、建設事業を行う事業所ごとに、次の事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

- ① 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関すること
- ② 建設労働者の技能の向上等に関すること
- ③ 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること
- ④ 労働者名簿及び賃金台帳に関すること
- ⑤ 労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度など建設労働者の福利厚生に関すること

【労働者募集に関する事項の届出】

事業主は、特定の区域において、広告や文書、インターネット以外の方法で、その被用者に建設労働者を募集させようとするときは、当該被用者の氏名その他建設労働者の募集に関する事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

特定の区域：東京都(新宿区、台東区、江東区、荒川区)、
神奈川県(横浜市中区)、愛知県(名古屋市中村区)、大阪府(大阪市西成区)、兵庫県(尼崎市)

【雇用に関する文書の交付】

事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間並びに従事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならない。

＜明示しなければならない労働条件＞

- ① 労働契約の期間
- ② 就業の場所及び従事すべき業務
- ③ 始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換
- ④ 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期
- ⑤ 退職

【請負工事の書類の備付等】

1 建設工事の一部を請負人に請け負わせている元方事業主は、関係請負人ごとに、その氏名又は名称、雇用する労働者を建設工事に従事させようとする期間及び雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、事業所に備えて置かなければならない。

(元方事業主及び関係請負人が雇用する建設労働者が常時50人未満の場合は、この限りでない。)

2 元方事業主は、関係請負人に対し、雇用管理責任者による適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

建設事業主等に対する助成金の概要

令和4年度予算額 6,841,303千円
(令和3年度予算額 6,089,259千円)

トライアル雇用助成金

◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試行雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

- 【助成額】
- ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
 - ② コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）

人材開発支援助成金

◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

- 【助成率・額】
- ①経費助成 補助対象経費の 16.7%
 - ②賃金助成 3,800円/人日
 - ③生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日

◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 【対象となる技能実習】
- 安衛法による教習、技能講習、特別教育
 - 能開法による技能検定試験のための事前講習
 - 教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

- 【助成率・額】
- 1 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）
(1) 労働者数20人以下
 - ①経費助成 75%
 - ②賃金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日
(2) 労働者数21人以上
 - ①経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45%
 - ②賃金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >
 - ③生産性向上助成 ①の場合 35歳未満 15% 35歳以上 15%
②の場合 1,750円/人日
 - 2 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）
 - ①経費助成 60%
 - ②生産性向上助成 ①の場合 15% など

人材確保等支援助成金

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

- 【対象となる取組例】
現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組 など

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60%
中小建設事業主以外 45% など

◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース【新規】

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

- 【対象となる事業】
- 構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
 - CCUS登録等に係る申請手続支援
 - 就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主団体 66.7%
中小建設事業主団体以外 50%

◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舎等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

- 【助成率】 経費助成 60% など

※ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））を廃止。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賃金助成<>括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和4年度まで延長）。

※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給。

〔 R 4 予算額 0.9 億円 (R 3 予算額 1.1 億円) 〕

- ◇ 建設業はその産業特性に起因して雇用関係が不明確等の問題がみられるという実情に鑑み、建設労働者雇用改善法は、事業所ごとの「雇用管理責任者」の選任を義務付けるとともに、適正な雇用管理を行うために必要な知識の習得及び向上を図るよう規定（第5条）
- ◇ しかしながら、零細な事業者が多い建設業においては、事業主自らが雇用管理の研修を行うことは難しいことから、国が雇用管理責任者を対象とした雇用管理に必要な知識の習得・向上研修を実施

▶ 雇用管理研修の実施

○ 雇用管理基礎講習コース

労働者の雇入れ及び配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得・向上



- ・建設労働者雇用改善法や労働関係法令等に関する基礎知識
- ・雇用管理責任者の役割
- ・国の建設雇用改善施策の紹介 など



○ コミュニケーションスキル等の向上コース

若年労働者の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、熟練労働者が若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等を習得・向上

- ・職場内の若者との円滑なコミュニケーションの取り方
- ・新入社員のモチベーション維持向上

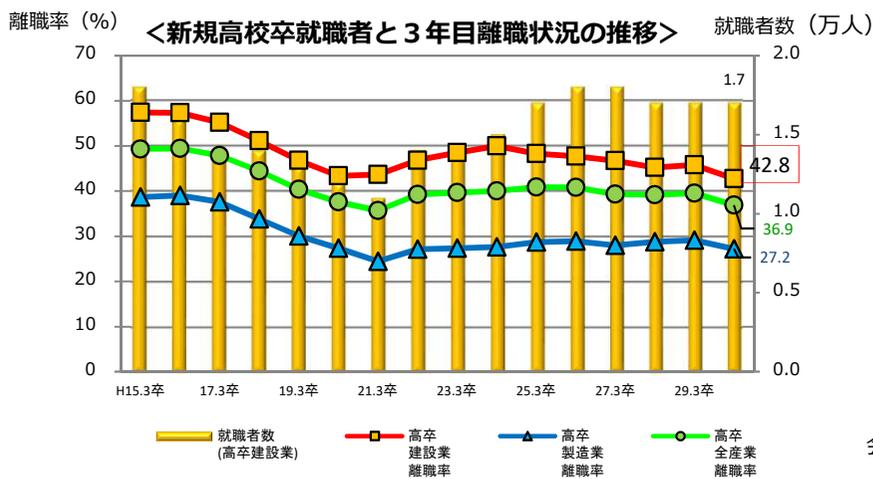


雇用管理能力の向上による職場環境の改善

建設業若年者理解・定着促進事業(「つなぐ化」)の実施

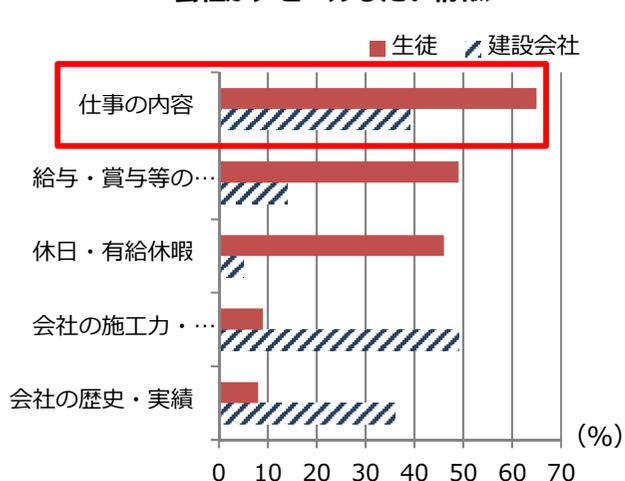
R4予算額 0.3億円 (R3予算額 0.3億円)

- ◇ 建設業においては、他産業と比べ高齢化が進行している中、**新規高校卒就職者の就職後3年目までの離職率は常に全産業、製造業を上回っている。**
- ◇ 離職の背景には**就職先を決定する過程において、知りたい情報を十分に受けられていない**ということが挙げられているため、若年者の建設業に対する理解を深め職場定着を促進するため、若年者と建設業界がつながる機会をつくる。



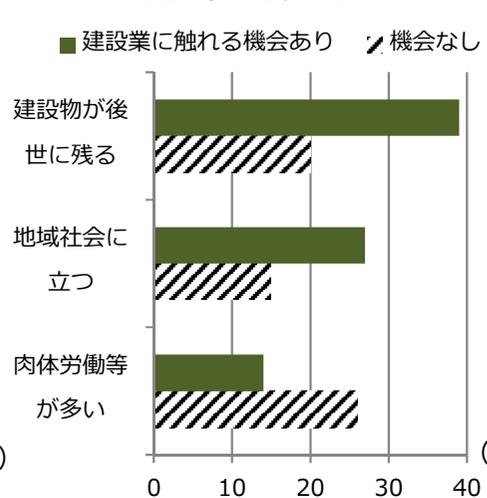
<文部科学省「学校基本調査」>
なお、就職後3年以内の離職状況は、厚生労働省職業安定局とりまとめ

<生徒が重要・知りたいと思った情報と会社がアピールしたい情報>



<国土交通政策研究所:「国土交通分野の将来見通しと人材戦略に関する調査研究」(一部抜粋)>

<建設業に対するイメージ>



▶若年者 - 建設業界の「つなぐ化」

若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校等の先生・生徒と建設業界がつながる機会をつくるとともに、取組事例の周知広報を図る。



出前授業

地域の建設企業・団体が学校を訪問し、建設業の現状や魅力を紹介する取り組みです。



現場見学会

生徒や教師に工事現場を見学してもらい、建設業で働く人たちの就労環境を把握してもらう取り組みです。



意見交換会

建設業の仕事やその魅力、実際の就労環境などについて意見交換を行う取り組みです。



インターンシップ

職業選択や自身の適性を見極めることを目的に、生徒が建設企業に赴き、職場体験をする取り組みです。

若年者の建設業での定着促進

建設労働需給調整システムの導入と適正な運営

- 建設業務の有料職業紹介事業や労働者派遣事業は、建設業が重層的な下請関係のもと、雇用関係があいまいになり雇用管理改善への悪影響が懸念されることなどから、それぞれ「職業安定法」及び「労働者派遣法」により禁止されている。
- しかし、建設業は、受注状況により現場の労働者が過剰となる場合と不足する場合が同時にみられ、一時的に余剰となった労働者が解雇されるなど、雇用が不安定化するおそれもある。
- また、建設業は、他産業に比して高齢化が進行し、担い手不足が懸念されていることから、雇用の安定を図ることで人材の確保に取り組むことがより一層求められている。



- 上記課題を踏まえ、建設業務労働者の雇用の安定等を図るため、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、①事業主団体が実施計画の認定を受けた上で、②事業主団体が許可を受けて建設業務に関する有料職業紹介事業を実施、③事業主団体の構成事業主が許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業（他の事業主への常時雇用する建設業務労働者の送り出し）を実施することが可

能。

○労働政策審議会に諮問の上、厚生労働大臣の認定（①）や許可（②③）を受けて実施

○②③は、実施計画に従って実施

①実施計画の策定（事業主団体）

次の改善措置を一体的に実施する計画（期間は3年以内）を策定

- 1 雇用改善、能力開発、福祉の増進に関する措置
- 2 有料職業紹介事業又は構成事業主による建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置

【認定事業主団体数 5団体】

【事業主団体の主な要件】

- 一般社団法人又は一般財団法人（以下「法人」という。）、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合又は協同組合連合会（別途要件を満たす者に限る）（以下「組合等」という。）などであって、
- (1) 直接又は間接の構成員の数が30以上であること。
 - (2) 構成員の8割以上が建設業法第3条第1項の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であること。
 - (3) 組合等においては設立した日から5年以上経過していること。
（法人においては、事業期間が原則3年以上継続していること。）

指導や援助

②建設業務有料職業紹介事業（①の事業主団体）

- ・ 離職を余儀なくされた構成事業主に雇用されている建設業務労働者と、労働者が不足する他の構成事業主とのマッチングなど

【許可事業主団体数 3団体】

③建設業務労働者就業機会確保事業（①の事業主団体の構成事業主）

- ・ 一時的に余剰となる自己の常時雇用する建設業務労働者を、その雇用を維持したまま、他の構成事業主に一時的に送り出し

【許可事業主数 35事業主】

※1 建設業務労働者：建設工事の現場において、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務に主として従事する労働者

※2 認定・許可事業主団体数及び許可事業主数は、令和3年10月1日現在

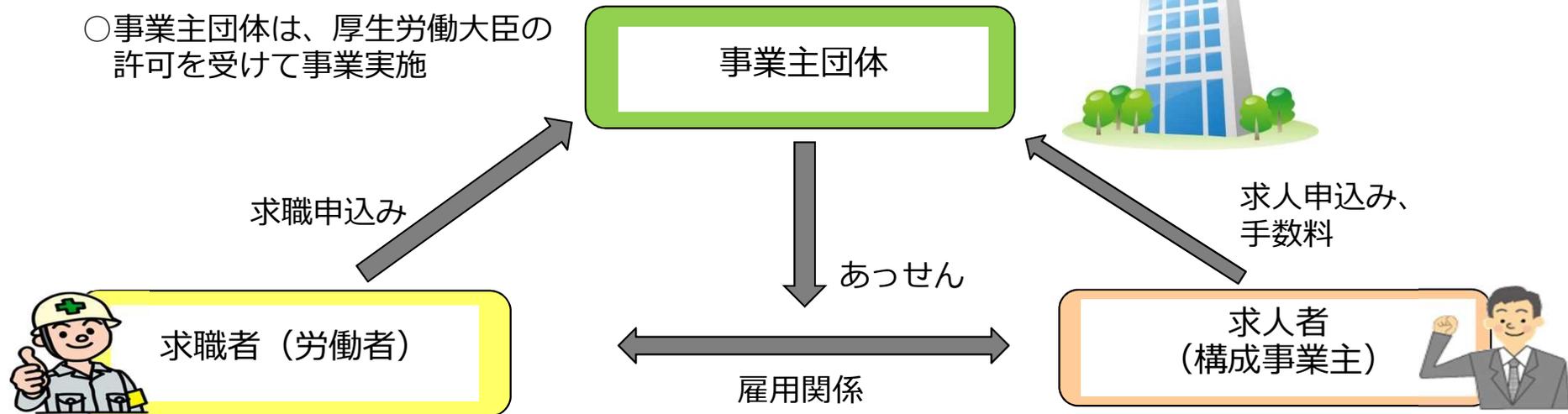
建設業務有料職業紹介事業

- 実施計画の認定を受けた事業主団体が、次の求人者又は求職者を対象とし、建設業務に就く職業の雇用関係（期間の定めのない労働契約に限る）の成立を有料であつせん。

※いずれか一方を対象とすることが必要

- 求人者：構成事業主
- 求職者：構成事業主（一人親方）や構成事業主に常時雇用されている者

- 事業主団体は、厚生労働大臣の許可を受けて事業実施



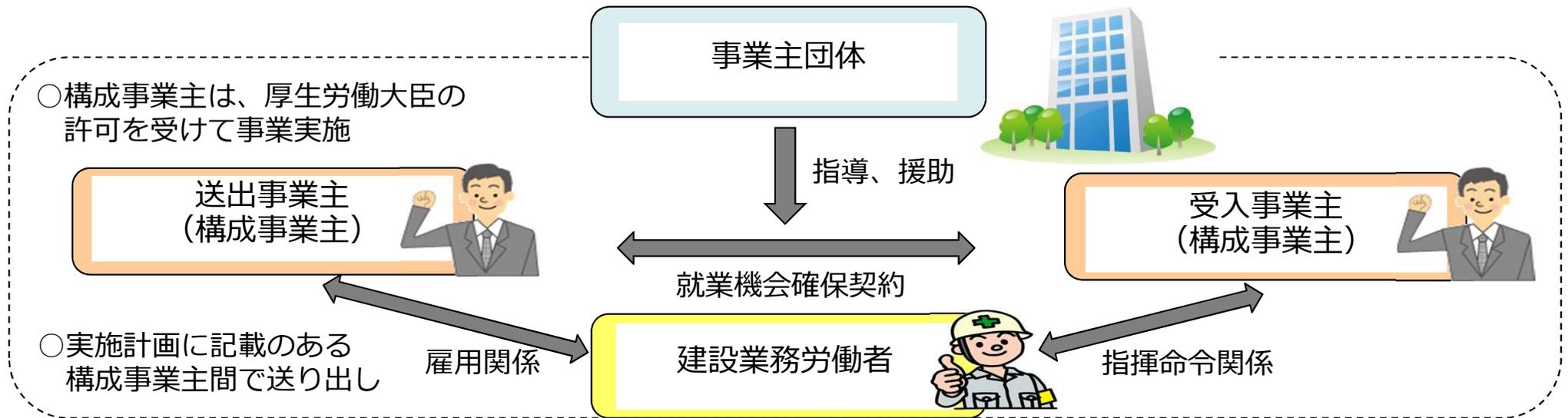
- ・事業主団体の構成事業主に常時雇用されている者
- ・事業主団体の構成事業主（一人親方）
- ・事業主団体外・建設業以外の求職者（構成事業主が求人者であること）

【許可基準の概要】 ※事業主団体の許可基準

- ① 認定された実施計画に従って建設業務有料職業紹介事業を実施すること。
- ② 事業を健全に遂行するに足りる以下の財産的基礎を有すること。
 - ・基準資産額（資産総額－負債）が、500万円×本事業を行う事業所数以上
 - ・事業資金として自己名義の現金・預金が150万円＋（60万円×（本事業を行う事業所数－1））以上
- ③ 個人情報 を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ④ 上記のほか、一定の要件を満たした職業紹介責任者が配置されているなど、本事業を適正に遂行する能力を有すること。

建設業務労働者就業機会確保事業

- 実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主が、自己の常時雇用（※1）する建設業務労働者を、その雇用関係を維持しながら、他の構成事業主の指揮命令を受けて、その事業主の建設業務に従事させるために、一時的（※2）に送り出し。



【許可基準の概要】 ※送出事業主の許可基準

- ① 認定された実施計画に従って建設業務労働者就業機会確保事業を実施すること。
- ② 一定の要件を満たした雇用管理責任者が配置されていること、教育訓練の実施体制を整備するなど、送出労働者の雇用管理を適切に行うに足りる能力を有すること。
- ③ 個人情報などを適正に管理し、送出労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ④ 上記のほか、以下の財産的基礎を有するなど、事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
 - ・基準資産額（資産総額－負債）が、1,000万円×本事業を行う事業所数以上であること。
 - ・基準資産額が、負債総額の7分の1以上であること。
 - ・事業資金として自己名義の現金・預金が800万円×本事業を行う事業所数以上であること。

※1 期間の定めのない雇用契約や有期契約の更新により、期間の定めのない雇用契約と同等と認められる雇用の場合。また、社会保険や労働保険が適用されていることが必要。

※2 事業年度ごとに、送出人数は送出事業主の雇用する労働者の5割以下、送出期間は所定労働日数の5割以下。

建設労働需給調整システムの導入状況

令和4年10月1日現在において、実施計画の認定を受けた事業主団体は5団体、建設業務有料職業紹介事業の許可を受けた事業主団体は3団体、建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた事業主は29社。

■実施計画認定・事業許可の状況（令和4年10月1日現在）

認定・許可年月日	事業主団体・事業主の認定・許可状況
平成18年9月29日 (計画期間：～令和6年9月30日)	【(一財)みやぎ建設総合センター】 <ul style="list-style-type: none">・実施計画の認定・建設業務有料職業紹介事業の許可・建設業務労働者就業機会確保事業の許可（2社）
平成19年3月16日 (計画期間：～令和7年3月15日)	【(一社)大阪府建団連】 <ul style="list-style-type: none">・実施計画の認定・建設業務労働者就業機会確保事業の許可（15社）
平成20年4月1日 (計画期間：～令和5年3月31日)	【(一社)沖縄県建設業協会】 <ul style="list-style-type: none">・実施計画の認定・建設業務有料職業紹介事業の許可・建設業務労働者就業機会確保事業の許可（8社）
平成24年10月1日 (計画期間：～令和6年9月30日)	【(一社)日本海上起重技術協会】 <ul style="list-style-type: none">・実施計画の認定・建設業務労働者就業機会確保事業許可（4社）
平成30年3月29日 (計画期間：～令和5年12月31日)	【(一社)全国建設請負業協会】 <ul style="list-style-type: none">・実施計画の認定・建設業務有料職業紹介事業の許可